

現代史教育における戦争責任問題の取り上げ方

荒井 信一

19世紀末から第二次世界大戦の終結する1945年までに、ほぼ10年おきに日本は戦争をおこなってきた。そのため日本の現代史教育においては戦争の記憶をどのように伝えるかがきわめて重要な問題となっている。とくに戦後50年目にあたる1995年前後には戦争責任問題の未解決が指摘されるとともに、戦争の記憶の伝承をめぐっていくつかの論争がおこった。この報告ではその一端をとりあげて表題のテーマに接近してみたい。

1993年8月23日、細川護熙首相は国会で「過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに、改めて深い反省とおわびの気持ちを申し上げる」と発言した。この発言は当時、植民地支配を含めて過去の侵略戦争の責任を初めて日本政府の最高責任者が公式に認めた発言として国内国外の注目を集めた。

しかしこの戦争観の転換は、はじめにそう見えただけではっきりしたものではなかった。この発言の2週間ほどまえには首相は「侵略戦争」に対する反省をはっきりと述べていた。したがって8月23日に首相が「侵略行為」という言葉を使ったことはある種の後退をものがたっていた。戦争の性格全体を問題にするのか、戦争の遂行の過程で行われた「侵略行為」を反省するのには大きな違いがあるからである。

この内閣のもとでさらに首相の発言の真意を疑わせるような論争がおきた。それは細川内閣の成立した1993年度予算にはじめて計上された戦没者追悼平和祈念館の建設計画をめぐる論争であった。

祈念館は東京の千代田区九段の靖国神社のまえに123億円という巨額の予算を使って建てられるはずの、唯一の国立戦争メモリアルであった。アジア太平洋戦争の戦没者の追悼と恒久平和の実現を祈ることを建前としたが、公開された内容によれば、主として日本人の戦没者とその遺族だけを対象とした施設であり、判明した展示計画も軍人遺族を中心とした日本国民の戦中・戦後の「労苦」に重きをおいていた。国会での政府の説明も「アジア諸国への謝罪は目的として

おりません」であった。

祈念館の建設計画をめぐり激しい論争が起きたのは、国立の戦争記念施設でありながら首相の公言した歴史認識を反映せず、「アジア諸国への謝罪を目的とし」ないとされたからである。事実、祈念館の追悼の対象とされたのは310万人の日本人の戦没者だけであった。また祈念館の運営が日本遺族会（当時、会長橋本龍太郎）に委託されるとされたことも問題であった。

日本遺族会は細川首相の発言がおこなわれるとすぐ抗議声明を出し、「大東亜戦争は国家・国民の生命と財産をまもるための自衛戦争であった」とし、首相の発言を「東京裁判史観に毒された自虐的侵略発言」ときめつけた。祈念館の建設計画はその後、さまざまな反対を考慮して展示の中止、デザインの変更などを余儀なくされ、実質的には遺物展示館に模様替えされ、のちに昭和館という名前で開館したが、遺族会への運営委託ということについては現在まで政府はその方針を変えていない。そのために国によって作られ、国費によって運営される戦争記念施設が、国の首脳が公言した戦争観を罵倒し、公然と否定する圧力団体に委託されるという奇妙な状況がうまれた。

この奇妙な状況は日本遺族会が圧力団体として官僚や、長い間政権政党であった自民党内部の保守勢力（タカ派）にいかにか強い影響力を及ぼしていたかを物語っている。細川首相の演説で「侵略戦争」が「侵略行為」に後退した背景にも遺族会の圧力があつたと報じられた。日本政府は1952年に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を制定して以来日本人の旧軍人・軍属優先の援護政策をおこなってきた。その結果莫大な国費が軍人恩給や遺族にたいする援護費として支払われ、その過程で遺族会と所管官庁である厚生省との癒着が深まったが、1962年に当時自民党政務調査会長であった賀屋興宣が会長に就任すると、さらに保守勢力との結び付きを強め、国民の戦争観にも影響を強めようとするに至った（遺族会、軍人恩給連盟、神社本庁は自民党にとって選挙の際の有力な集票組織である）。

賀屋は太平洋戦争を開始した東条英機内閣の大蔵大

臣であり、敗戦後の東京裁判ではその責任を問われ、「A級戦犯」として終身禁刑の判決を受けた人物である。かれは15年間、遺族会の会長をつとめたが、その間にもっとも力をいれたことの一つが、靖国神社を民間の宗教法人から国の法律によって設立される特別の宗教施設に作り替えることであった（靖国神社法の制定）。神社法案によれば戦没者は「英霊」として「国民の尊崇」の対象となり、その「事績」をたたえる儀式行事により「その遺業を永遠に伝える事」となる。過去の戦争とそこで戦没した戦死者を美化して「英霊」と呼び、国民の崇敬の対象としようとするものであった。靖国神社法案は1969年から73年にかけて5回国会に上程されたが、宗教と政治の分離を規定した憲法の枠を乗り越えることができず、結局不成立に終わった。しかし靖国神社は1978年には東条元首相ほかのA級戦犯を含む14名の戦争指導者を、祭神（崇敬の対象として祭られる神）として祭り、過去の戦争を聖戦とする姿勢を改めて明確にした。

この1960年代には、日本の近代国家の出発点であった1868年の明治維新以来100年間の近代化の成果をたたえる明治100年祭が政府のイニシアティブで大々的に祝われた。その際基本的なコンセプトとされたのは、この100年間を近代化のサクセスストーリーとして考えようという態度であった。いうまでもなくこの100年間に日本がおこなってきた数々の戦争の歴史は最小限にしか省みられなかった。それは靖国神社法案の上程とならんで、国民の戦争責任意識を抹殺し、戦争に対する記憶を自国中心に作り替えようとする試みであった。

靖国神社の境内には戦前に日本最大の「国防博物館」であった游就館があり、明治維新から「大東亜戦争」にいたる246万柱の「御祭神の遺品及び資料」が展示されている。遺品に付された解説ではそれらの戦争はすべて正しい戦争であったとしており、侵略や加害の事実には触れていない。このことをここであえて持ち出すのは、靖国法案が挫折した後で、日本遺族会が国に求めたのが「国立平和祈念総合センター」であったからである。このセンター構想は、実現しなかったが、田中伸尚によれば「名前を裏切る兵器や装備を日比谷公園より大きな敷地に収集・展示するという壮大な戦争展示センターだった」（『平和祈念館』の経緯と問題点）という。遺族会の構想は游就館のような「国防博物館」を、ソフトな名前前で包んで戦争の記憶を伝える唯一の国立の施設として実現させようとしたものであったといえよう。この構想はあまりにも露骨に過

去の戦争を美化する試みであったため、遺族会の内部でも反対があり、所管官庁であった厚生省もさすがに採用しなかったが、それに代わるものとして遺族会の要求した戦没者遺児記念館計画を推進した。この計画がその後名称を変えて推し進められ、国立の戦没者追悼平和祈念館建設計画として、1993年度予算で実現の第一歩を踏み出したのである。祈念館計画が最初から「アジア諸国への謝罪」を目的としなかったのは、これまでの経過から言えば、ある意味では当然であった。

戦没者の聖化を通じて過去の侵略戦争を美化し、それによって国民の戦争に関する記憶を作り替え、戦争責任意識を抹殺しようとする試みは、いうまでもなく国の内外からの反対を受けた。

敗戦40年目の記念日にあたる1985年8月15日には、中曽根康弘首相が靖国神社に公式参拝した。首相を初めとする閣僚や国会議員の靖国神社公式参拝は、靖国法案が失敗したあと日本遺族会が目標とした運動で、これまでも何人かの現役的首相や閣僚が靖国神社に参拝したが、それはほとんどが「私人」としての参拝であったり、「私人」か「公人」かを明言しない参拝であった。しかし中曽根首相の参拝は「公人」である首相としての参拝であることを明言した参拝で、靖国法案の内容を事実上実施に移した性格の行為であった。3年前の1982年には、文部省が教科書検定を通じて過去の侵略戦争を美化し、侵略の事実を隠そうとした歴史教科書改ざん問題が、中国・韓国をはじめとするアジア諸国の強い反発を呼び、外交問題にまで発展したばかりであった。この問題は当時の宮沢官房長官が非を認めて政府の責任で是正することを約束したので、一応沈静していた。しかしすでにこの段階から中国も韓国も、教科書問題を閣僚の靖国参拝問題と連動してとらえていた。したがって中曽根首相の靖国神社公式参拝は、韓国の政府系新聞の評語を借りれば「アジア諸国を侵略した第二次世界大戦を正当化する日本政府の新たな動き」として受け取られた。中国では学生たちが中曽根首相批判を含む抗日集会を開き、天安門広場でデモ行進をおこなった。この激しい反対に直面して、中曽根首相はその後の出席を中止した。

また9月には中曽根内閣は統一見解を公表し、東京裁判の正当性を認めた。同時に発表された内閣官房長官談話は、サンフランシスコ講和条約11条を援用して「国と国との関係においては、我が国は東京裁判の結果を受諾しているという事実がある」と述べた。1951年に一部の連合国と日本との間に成立したサン

フランシスコ講和条約の11条は、極東国際軍事法廷（東京裁判）や各地のBC級裁判など連合国がおこなった戦犯裁判を、日本が受諾し刑の執行を引き受ける事を約束したものであった。それは日本がおこなった戦争が侵略戦争であったこと、戦争中の日本軍の行為に国際法違反の行為や民間人にたいする非人道的行為が多くあったことを、日本政府がおおやけに認め、戦争責任を受諾したことを物語るものであった。したがって中曽根内閣が同条約11条に言及して東京裁判の正当性を認めたということは、日本が戦争責任をおったことを、条約締結の30数年後になって日本政府がようやく思い出したとでもいうべき事件であった。この後中曽根首相自身も戦争の侵略的側面を強調するようになった。はじめに言及した細川首相の1993年8月の発言もその延長線上でなされたといえよう。

しかし細川内閣のもとで激化していった戦没者追悼平和祈念館を巡る論争は、依然として日本の戦争責任を認めない勢力が政治的にも社会的にも大きな影響力をもっていることを示していた。またその反面では当初の記念館計画が、特にアジアへの加害の事実を考慮

の外においたことなどについての歴史学者や市民団体の強い批判にあって大幅に後退しなればならなかったことは、保守勢力のなかにもある程度戦争責任をみとめながら歴史認識の面で国際的に協調していこうとする勢力が主流となりつつあることを示しているように見える。しかし現在の日本では戦争の記憶をめぐる二つの勢力の対抗はけっして解消していないし、それは歴史教科書の記述、戦争にかんする記念施設の構想、東京裁判をあつかった映画などの大衆文化をもめぐるさまざまな論争となってあらわれている。

〔主な参考文献〕

- 荒井信一編『戦争博物館』1994年 岩波ブックレット
田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』1995年 岩波新書
『軍縮問題資料（特集 戦争の後始末）』1996年9月号 宇都宮軍縮研究室発行
吉田裕『日本人の戦争観』1995年 岩波書店
（日本の戦争責任資料センター代表）